

News Release

平成 24 年 4 月実施の仕組改訂

がん共済がリニューアル！ ～生き続けるための保障へ～
医療共済がさらにパワーアップ！！ ～保障内容がさらに拡充～
自動車共済もバージョンアップ！！ ～わかりやすさと未保障分野の解消へ～

J A 共済連（全国共済農業協同組合連合会・代表理事理事長 横井 義則）では、平成 24 年 4 月 1 日より、「がん共済」・「医療共済」・「自動車共済」の仕組改訂を実施します。

I. がん共済



1. 仕組改訂の目的

がんは日本人の 2 人に 1 人が患う国民病であり、高額な治療費等への備えは万人にとって必要性が高いものです。J A 共済では平成 14 年に「がん共済」を開発し、「外科手術と長期入院を要する治療実態に合わせた総合保障」を提供してきました。

しかし、その後の医療技術の進歩による身体へ負担が少ない治療法の普及や、がん患者の生存率の向上等により「長期入院前提の保障内容」と「治療実態」に乖離が生じ、利用者からも仕組改訂を要望されていました。

そこで、「がん共済」を利用者のニーズに合わせ、「がん治療後も生き続けるための保障」を提供する仕組みへ改訂し、がん治療にかかる経済的負担へ万全の備えを図ることといたしました。

2. 仕組改訂の概要

(1) 加入年齢の拡大

幼少期の小児がんの不安等にも対応するため、加入年齢をこれまでの「15～75 歳」から「0～75 歳」へ拡大します。

(2) 保障プランの設定

利用者ニーズに応じて保障プランの選択を可能とするため、「基本型」と「充実型（がん入院共済金とがん先進医療共済金以外、基本型の 2 倍保障）」を設定します。

基本型	充実型
がん診断共済金	がん診断共済金（2倍保障）
がん入院共済金	がん入院共済金
がん手術共済金	がん手術共済金（2倍保障）
がん放射線治療共済金	がん放射線治療共済金（2倍保障）
がん治療共済金	がん治療共済金（2倍保障）
がん先進医療共済金	がん先進医療共済金

(3) 手術保障の公的医療保険制度連動方式への変更

利用者が共済金の支払可否を確認しやすくするため、手術保障の対象を「公的医療保険制度の対象がん手術・がん放射線治療」に変更します。

(4) がん治療共済金の新設

がん再発時や長期治療時の経済的負担に対応するため、がん治療共済金を新設します。

(5) がん先進医療共済金の新設

固形がんに対する重粒子線治療などの最新の治療に対応するため、がん先進医療共済金を新設します。（先進医療保障のあり・なしは選択可能）

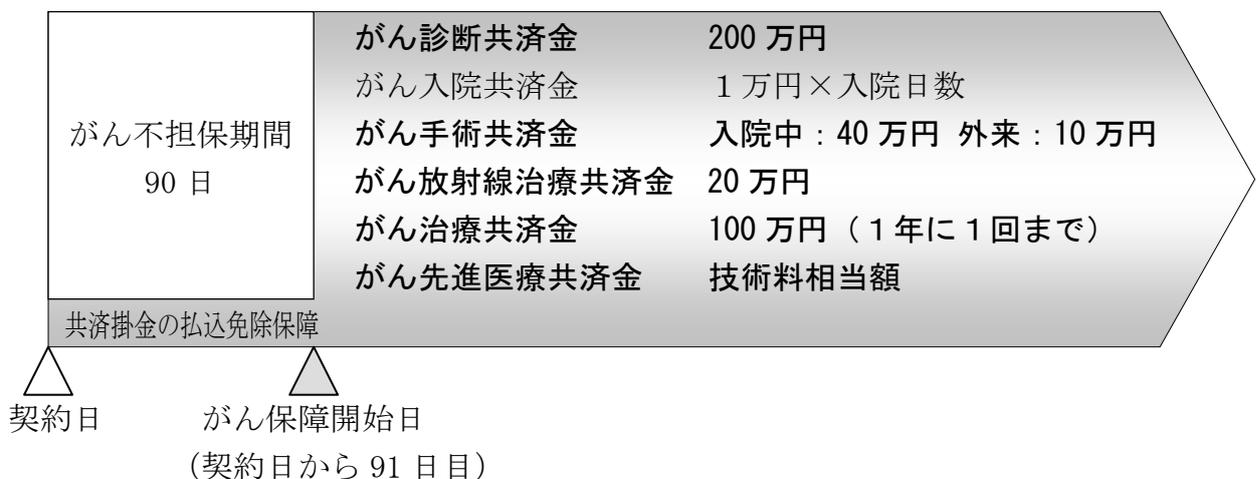
(6) 転換制度の新設

すでに締結されたがん共済の保障見直しができるようにするため、既契約のがん共済から仕組改訂後のがん共済への転換制度を新設します。

(7) がん退院後療養共済金、がん死亡共済金および死亡給付金の廃止

長期入院を支払要件としているがん退院後療養共済金は支払事由が複雑で治療実態にも合わないため、廃止します。また、がん共済を生存保障に特化したシンプルな保障内容とするため、がん死亡共済金および死亡給付金は廃止します。

■ 仕組改訂後のがん共済のイメージ（入院日額1万円・充実型・先進医療保障ありの場合）



※ ゴシックは仕組改訂部分です。

■ 仕組改訂前後の比較（入院日額 1 万円の場合）

	（～平成 24 年 3 月） がん共済	仕組改訂 内容	（平成 24 年 4 月～） がん共済		
			基本型	充実型	
共済期間	終身	—	終身		
加入年齢	15～75歳	加入年齢拡大	0～75歳		
保障 内容	初回がん 診断確定	100万円	選択肢新設	100万円 200万円	
	がん入院	1万円×日数	—	1万円×日数	
	がん手術・ がん放射線	<別表手術> 種類に応じて 10～40万円	公的連動	<公的連動> 入院中：20万円 外 来：5万円 放射線：10万円	<公的連動> 入院中：40万円 外 来：10万円 放射線：20万円
	がん治療	なし	保障新設	50万円 ※1年に1回	100万円 ※1年に1回
	がん先進医療	なし	保障新設	技術料相当額	
	がん退院	20万円	廃止	なし	
	がん死亡	100万円	廃止	なし	
	がん以外死亡	10万円			
払込免除	災害1～4級 重度要介護状態 特定感染症1級	—	災害1～4級 重度要介護状態 特定感染症1級		
解約返戻金	積立金相当額	—	積立金相当額		
転換制度	なし	制度新設	あり		

II. 医療共済



1. 仕組改訂の目的

生存保障の保障基盤となる医療保障を充実させるため、医療共済の仕組改訂を実施します。

2. 仕組改訂の概要

（1）がん重点保障特則付契約の加入年齢の拡大

がん重点保障特則付契約の加入年齢をこれまでの「15～75歳」から「0～75歳」へ拡大します。

（2）先進医療共済金の額の改訂

技術料が1万円以上の場合の先進医療共済金の額をこれまでの「技術料の額の1万円未満の端数を切り捨てた額」から「技術料の額と同額」へ改訂します。

（例）重粒子線治療を受けて、技術料が3,023,297円であった場合の先進医療共済金の額

<これまで> 3,020,000円支払い（技術料1万円未満切捨て）

⇒ <改訂後> 3,023,297円支払い（技術料の額と同額）

(3) 特別条件（特定部位不担保法）付契約の保障拡充

特別条件特約（特定部位不担保法）付契約に先進医療保障、入院見舞保障、がん重点保障を付加して加入できるようにします。

Ⅲ. 自動車共済



1. 仕組改訂の目的

「自動車共済」のさらなる「わかりやすさ」を目指す観点から、未保障分野の解消（保障内容の拡充）を行い、契約者自身の保障に対する理解・納得感の向上を図るとともに、仕組みの簡素化・明確化を行います。

2. 保障内容の拡充

「自動車共済」に対する契約者の期待・保障ニーズと実際の保障可否・内容との齟齬を解消する仕組みを志向するとともに、損害額の高額化等、自動車事故にかかる情勢の変化に対応できるよう、保障内容の拡充を行います。

(1) 地震等車両全損時給付特約の新設【家庭用・一般用】

東日本大震災を踏まえ、地震・噴火・津波（以下「地震等」という。）に対して契約者に万全な保障を提供するため、自動車共済において地震保障を導入します。

保障内容としては、地震等によって被共済自動車が、約款に定める所定の「全損」になった場合に共済金を支払います。

(2) 対物賠償責任条項への対物超過修理費用保障の組み込み【家庭用】

家庭用自動車共済においては、契約者が万全な保障やスムーズな事故解決を期待する傾向にあり、対物超過修理費用保障特約の契約実績が順調に推移していることから、対物超過修理費用保障を対物賠償責任条項に組み込みます。

(3) 二輪自動車および原動機付自転車における保障内容の見直し【家庭用・一般用】

被共済自動車が二輪自動車・原動機付自転車（以下「二輪・原付」）の場合には、人身傷害保障特約の付加を認めていない等、二輪・原付に関する保障については未保障分野があり、保障ニーズもあることから、二輪・原付への人身傷害保障特約の付加・適用を可能とする等、保障内容の見直しを行います。

(4) 人身傷害保障における共済金額の引上げ【家庭用・一般用】

被共済者に万全な保障を提供するために共済金額の上限額を「無制限」に引き上げます。

(5) 車両損害限定特約の保障拡充【家庭用・一般用】

車両損害限定特約においては、事故形態の細かい差異によって共済金の支払可否が異なることが被共済者のわかりにくさにつながっていることから、その点を改善するための保障拡充を行います。

3. 仕組みの簡素化・明確化・活用頻度の低い仕組みの廃止

仕組みの簡素化・明確化を図る観点から、対人賠償責任条項における3日以上入院にかかる臨時費用の廃止、搭乗者傷害における定額支払表の簡素化等を行います。

また、活用頻度が低い共済掛金月払特約（団体扱）の廃止を行います。

4. 農家・組合員向けの保障拡充

J Aの事業基盤である農家・組合員の保障ニーズに対応するため、保障拡充を行います。

(1) 車両条項における共済金額の引上げ【一般用】

農耕作業用特殊自動車等の高額化に対応するため、車両共済金額の上限額を「1億円」に引き上げます。

(2) 運転者年齢条件特約における保障範囲の拡充【家庭用】

収穫期の臨時作業人や帰省した子供が農作業を手伝う場合等について、雇用形態や年齢条件の設定により未保障となるケースがあることから、農家・組合員における被共済自動車の使用実態により即した仕組みとするため、これを保障対象とします。

5. ご契約のしおり・約款のペーパーレス化

これまで、自動車共済のご契約のしおり・約款については、冊子（紙）を契約者に交付していましたが、契約者の利便性向上、紙資源の削減・節約による環境保護等を図るため、W e b（J A共済ホームページ）上でご契約のしおり・約款を閲覧することができる「W e b約款」を新設します。

※ 一部対象外の契約もあります。